

自由主義と立憲国家

—西中欧における自由主義の遺産—

平 島 健 司

概 要

ウィーン体制の下、成文憲法の制定を手がかりとして新たな政治秩序の構築を目指した運動を自由主義とすれば、本稿の目的は、19世紀前半の「初期自由主義」が近代国家の形成において果たした役割を西中欧の地域について比較検討し、それが後の交渉デモクラシーに与えた影響について考察する点にある。自由主義は、国境が確定されたオランダでは欽定憲法を自由化し、新生国家たるベルギーでは人民主権に立脚した立憲君主制を樹立した。また、スイスでは人民主権とならび代表制の原則を強調しつつカントンごとに憲法を制定した後にアメリカをモデルとする連邦制国家を創設した。一方、南西ドイツを中心とするドイツ連邦の自由主義者は、各邦の欽定憲法の自由化や連邦の改革を唱えた後、人民主権について曖昧なまま各邦の君主と協調しつつ立憲君主制としての国家統一を試みた。しかし、その試みは1848・49年革命後に挫折する。西中欧の自由主義者は、その目標のみならず目標を達成するためにとった行動の様式についても多様であった。

How did the liberalism shape the modern state formation in Western Central Europe? The liberalism is here defined as the political movement of the nineteenth century that aimed at establishing modern political order with the help of written constitutions. The article tries to compare the liberalism of the region and explore their legacy for the negotiation democracies that emerged later. The liberal movements in the Netherlands, Belgium, Switzerland and the German Confederation were different from each other and respectively unique in terms of their political goals and strategies, depending on specific challenges they confronted with.

キーワード

自由主義、成文憲法、西中欧、立憲君主制、近代国家

Liberalism, written constitution, Western Central Europe, constitutional monarchy, modern state

1. 立憲国家の波及と自由主義：時代背景と問題の設定

フランス革命とナポレオン戦争が20余年に及ぶ戦乱をヨーロッパ大陸にもたらした後、ウィーン会議が開催され（1814年～15年）、平和的な国際秩序の構築が新たに目指されることになった。ウィーン体制の下、暫定的にせよ画定された領域ごとに、成文憲法の制定を手がかりとして新たな政治秩序の形成を目指した運動を自由主義とすれば、本稿の目的は、19世紀前半の「初期自由主義」が近代国家の形成に果たした役割を、当時の西中欧地域（オランダ、ベルギー、ドイツ連邦、スイス）について比較検討し、それが後世の交渉デモクラシーに残した遺産について考察する点にある。

ライン川の河口域では、かつての連合諸州に、その南西に位置する「オーストリア・ネーデルラント」（ベルギー）を加えた「オランダ連合王国」が創設された（1815年）。北部の連合諸州では、代々、総督を輩出したオラニエ・ナッサウ家の君主ウィレム1世が、デン・ハーグの貴族の招請に応ずる形で国王に返り咲いたばかりであったが、イギリスを初めとする大国の意向を受けて新たに制定された憲法に従い、改めて連合王国の君主となったのである（van Zanten 2006, 433ff.）。次に中流沿岸域に目を転ずると、ナッサウ公国のフリードリヒ・アウグスト大公がウィーン会議の開催直前に欽定憲法を制定したのに続き（1814年9月）、このナッサウよりも上流域に位置したバーデン大公国においても、バイエルン王国やヴュルテンベルク王国、ヘッセン・ダルムシュタット大公国とならび欽定憲法が發布された（1818年～1820年）。これらの諸国は1815年の連邦規約によって成立したばかりのドイツ連邦の加盟国であり、いずれもフランスのルイ18世が国民に授ける、という体裁をとった1814年の憲章（Charte constitutionnelle）に倣うものであった。

また、源流域の、君主を戴かない誓約同盟（スイス）では、今や22を数えたカントンが大国の圧力の下に相互間で「連邦条約」を締結し、対外的に保障された独立と中立を確保するため神聖同盟にも加わっていた（Kley 2020, 229）。プロイセン国王を戴くヌーシャテル以外のカントンは共和政をとったものの、実際には復古の趨勢を反映して、門閥や都市の有力者による寡頭的な統治が行われた（Zegler 2006, 602ff.）。

5大国（イギリス、ロシア、オーストリア、プロイセンと敗戦国のフランス）間の協調と協議によって始まったウィーン体制は、およそいかなる意味においても現状の変更を許容しなかったわけではない。しかし、ドイツ連邦の常任の理事国となったオーストリアのメッテルニヒは、プロイセンを動かして「カールスバートの決議」を連邦議会に採択させるなど（1819年）、連邦内での立憲や自由主義の動きを強くけん制した上に、その翌年には連邦の主要加盟国から代表者を招集してウィーン最終規約を取り決め、加盟国の体制原理が君主

制である点を明記させた。果たして、フランスではブルボン王朝の圧政に抗して7月革命が勃発し、その影響が連邦内にも波及すると、メッテルニヒはためらわずに強い対抗措置に訴えた。バーデンやヴュルテンベルクなど、すでに議会政治の端緒が開かれていた南西ドイツでは選挙戦が活発化し、自由主義者が政府批判を展開した他、ナポレオンの衛星国であったヴェストファーレン王国に属したブラウンシュヴァイク、クール・ヘッセン、ハノーファなども立憲君主制へと移行した。これに対し、自由主義の急進派がライン沿岸のバイエルン・プファルツにある古城ハンバハで人民主権の実現を求める祭典を挙行すると(1832年)、オーストリアとプロイセンは他の諸邦を率いて最終規約に「6か条」を追加し、出版の検閲強化や議会議事録の公開制限などによって連邦を引き締めようとした(Doering-Manteuffel 2001, 15)。しかし、大国の中ではイギリスが「市民王」ルイ・フィリップの7月王政に歩み寄る一方、7月革命の影響を受けてベルギー王国がオランダから独立し、ポーランドでもロシアの支配に抗して蜂起がおこると、東西の両隣国への干渉を得策ではないと判断したプロイセンが現状変更の容認に傾いたため、オーストリアとロシアは介入に踏み切れずに終わったのである。

ベルギーでは、独立革命を遂行した中産階級や知識人が、貴族を初めカトリック僧侶からも支持を受けて憲法の制定を主導し、大国が示した条件を満たしつつ議会が強い権限を有する立憲君主制を樹立した(ザクセン・コーブルク・ゴータ公家からレオポルト1世が主君に迎えられた)(Lamberts 2006, 320)。また、スイスでは、小都市や農村部に興った手工業を背景として経済的地位を高めた「中間階級(Mittelklassen)」(A. Tanner)の勢力が、門閥や都市の有力者による寡占的政治の打破を掲げて「再興(Regeneration)」の運動を展開した。各地で「人民集会(Volksversammlung)」が開催され、チューリッヒ、バーン、ルツェルンなど、11のカントンがわずかに1年間に相次いで自由主義的な改憲を達成したものの、1832年には「ザルネン同盟(Sarner Bund)」を結んだ保守派カントンの抵抗にあって連邦条約の改定に失敗した。自由主義が率いるカントンは、改革の成果を守るべく「7州協定(Siebnner-Konkordat)」を締結せざるを得なかった。

こうしてヨーロッパ各地で胎動を始めた自由主義勢力は、フランスのパリで勃発した2月革命(1848年)をきっかけとしてさらなる盛り上がりを見せる。建国以来、カトリック保守派との「ユニオニスム」を掲げてきた自由主義派が、初めて単独政権を形成したばかりのベルギーでは、選挙権の拡大など速やかに諸改革が打ち出され、革命の波及が未然に防がれた(Lamberts 2006, 323)。ベルギー分離後のオランダにおいても、自由主義者のトルベッケ(Johan Rudolph Thorbecke)が新王ウィレム2世の付託に応じて速やかに憲法を改正し、現代のオランダにも通じる立憲政治の基礎を固めた(Blom 2006, 400-402)。ベルギーの独立を招来した先王の権威主義的な統治の再来を防ぐべく、議会に対する閣僚の責

任を明確に規定し（国王は不可侵）、直接選挙による下院の選出などの自由主義的改革を実現したのである（Lademacher 1998, 369f）.¹

これとは対照的に、農業や手工業の危機がもたらした飢餓や貧困が深刻化する中、変革を求める運動の先頭に自由主義勢力が立ったのはドイツ連邦であった。ドイツの3月革命は、当初、バーデン大公国を初めとする各邦議会に多数の「三月要求」が突き付けられ、各地の政府がこれへの対応を約束しつつ自由主義閣僚を迎えた「三月内閣」を成立させて鎮静化に向かうかにみえた。しかし、未だに憲法をもたなかったプロイセンとオーストリアでは、首都に戒厳令が敷かれ、正規軍が労働者の騒擾を鎮圧するなど、事態は先鋭化の道を辿った。その一方でプロイセンとオーストリアの自由主義者は、フリードリヒ・ヴィルヘルム4世と皇帝フェルディナント1世に対し、それぞれの憲法の起草に着手するだけでなく、ドイツ連邦全体では南西ドイツの自由主義者の主導により新聞メディアや結社活動のネットワークを通じてフランクフルト・アム・マインでの国民議会の開催を実現し、民主派との間で妥協しつつ統一ドイツの憲法草案を完成させた。なるほど、プロイセン国王は、ベルリンの国民議会を解散して欽定憲法を公布したばかりか、フランクフルト国民議会が申し出た統一国家の帝位戴冠を拒否し、その後に三級選挙制度をプロイセンの下院に導入した。² また、オーストリアの新帝（フランツ・ヨーゼフ1世）も憲法の起草作業を終えようとしていたライサ川以西の帝国議会を解散し帝国全体に向けて欽定憲法を發布した上に（1849年3月）、その憲法さえも2年後に一方的に撤回し「新絶対主義」への道を歩むことになった。³ スイスの自由派が、分離同盟に結集した保守派カントンの抵抗を排して内戦を速やかに収束させた後（1847年11月）、2月革命の勃発直前に憲法草案の審議に着手して半ば強引に連邦国家を成立させたのとは対照的であった（1848年9月）。しかし、自由主義派が主導して取りまとめた統一ドイツの憲法草案は、のちに保守派のビスマルクが北ドイツ連邦を設計する際の見取図として活かされることになる。このように、19世紀前半の西中欧に台頭した自由主義勢力は、政治的主導権を振るう立場にあったか否かにかかわらず、近代国家が立憲国家としての枠組みを構築する過程において消し去ることのできない足跡を残したのである。

1 ドイツの歴史法学派の流れを汲んだトルベッケは、近代以前に遡るオランダの団体の自由（特権）をフランス革命後の近代的な個人の権利（自由権）に読み替えたともされる（Daalder 1986, 39-42; Lademacher 1998, 355-358）。注（17）も参照。

2 議会の草案に一定の配慮を示しつつも最後まで君主権の優位を貫こうとした国王の動きについては（Sellin 2014, 66-73）を参照。

3 新たに内相についた自由主義貴族の名にちなむ「ピラースドルフ憲法」が4月に欽定されたが、無産の下層市民には選挙権を拒むなど、かえって市民から反発を買ったため発効に至らなかった。さらなる抗議が高まる中、帝国議会が草案の審議を7月に始めた。

2. 自由主義派とは

2-1. ドイツの「初期自由主義」

それでは、自由主義とはいかなる政治運動であったのか。南西ドイツの自由主義研究を起点とし、現代のドイツ近代史史学を代表する重鎮の一人であるランゲヴィーシェの議論を振り返り、まずは19世紀前半のドイツにおける「初期自由主義 (Frühliberalismus)」に注目し、その政治的理念の観点から接近してみよう (Langewiesche 1988a, 20-27)。

自由主義が求めたのは、共和制ではなく立憲君主制であった (*ibid.* 21; Sperber 1994, 64)。すなわち、君主の統治を前提とした上で王権の絶対性を脱神話化し、成文の憲法によって根拠づけようとした。そして、身分制の諸特権に代えて一連の「基本権」を規定し、君主や国家官僚による恣意的介入から個人を守りつつ、個人が国家市民として政治に参加する制度を実現しようとしたのである。ナポレオンに対抗して開明派官僚が改革を進めたプロイセンでは、人々は単に臣民として扱われたにすぎず、改革の重点は国家機構の構築におかれた。ライン同盟諸国では、官僚が近代化政策の一環として欽定憲法を準備し、そこに議会の開設が含まれてはいたものの、国家の統合が最優先されたという点では同様であった。自由主義者はこれとは対照的に、財産資格によって規定された選挙権に基づく代表制度としての下院をその活動の拠点に据えた。

上院の議員が、君侯家の一族やシュタンデスヘル、教会、大学教授などの間から指名された上に、下院メンバーを選出するための投票ルールも不平等であり、身分や職能集団ごとに分けられ、間接的であり、秘密でもなかった。しかし、被選挙権こそ厳しく限定的であったものの、バーデンやヴェルテンベルクでは(予備)選挙権は成人男子全体の十数パーセント前後にも付与されたとされる (Speitkamp 1996, 33)。工業化が遅れた南西ドイツでは、経済力を蓄えた中間層が広く形成されるには時間を要したため、下院議席は主として国家官僚が占めることになった (*ibid.* 34f)。プロイセン改革を先導した官僚が、自らを君主に仕える身分たる、ヘーゲルの「一般身分」に同一化していたのに対し、かれらは、むしろ憲法によって保障された権利を行使する「国家市民」と自らを捉えた、という (*ibid.*)。初期自由主義の記念碑的マニフェストとされる『国家学事典』(1834~44年)を編集したロテック (Karl v. Rotteck) とヴェルカー (Karl Theodor Welcker) は、バーデンのフライブルク大学の教授であり、自由を抑圧する各邦の政府やドイツ連邦を議会の壇上から厳しく糾弾して自由主義を喧伝した。ドイツ連邦議会の圧力に屈したバーデン大公が結局は取り下げることになるが、検閲の廃止を定めた出版法の可決(1831年)は、良心や信教

の自由、人身や財産の保護などの個人の自由権と並び、新聞の自由 (Pressefreiheit) を基本権の中核に据え、これを守ろうとする自由主義の成果であった (Langewiesche 1988a, 22).

もっとも、このような議会活動が議院内閣制の実現に向けて傾注されることはなかった。確かに、バイエルンやハノーファーなどの議会は、時として閣僚の辞任や交代を政府に強いた (Fehrenbach 2007, 12-14)。1840年代のバーデンでは、保守派の政府に対する不信任案を議決した下院が解散されながらも、解散後の選挙が自由主義派に議席の過半数に迫る躍進をもたらし、内相の退陣を招くこともあった (*ibid.* 32f.)。しかし、それらはあくまでも個々の事件にとどまり、議会が課税法案の審議を個別的な案件に終わらせず、政府が提出する予算案の審議権へと一般化し、それを梃子として政権に加わろうとする動きには結びつけなかった (Speitkamp 1996, 35)。自由主義者の間では、議会と政府の役割を明確に区分し、世論を正しく反映する議会の役割は自由な議論を通じた政府への反対や批判にこそあるとする「二元主義」の観念が根強かったのである (Langewiesche 1988a, 26f.)。

農民解放や自治体改革など、政府が議会の要請に応じ、ライン同盟時に始まった近代化政策を遅ればせながらも進めなかったわけではない (Speitkamp 1996, 36-38)。しかし、君主から「授けられた (oktroiert)」憲法によって成立した立憲君主国は、ウィーン体制の反動への動きを国内にも伝播させたから、君主制原理から脱却しない限りは自由主義の議会活動が広がる余地は期待できなかったのかもしれない。ドイツの初期自由主義がこうして陥った立憲主義の隘路から抜け出す手がかりは二つあった。

第一は、自由と立憲を実現する枠組みを個別の小国家ではなく、プロイセンを盟主として統一された国民国家へと拡張することである。ハンバハ祭に盛り上がったナショナリズムの機運をプロイセンがオーストリアとともに弾圧した際、南西ドイツの自由主義がプロイセンに対して抱く警戒はなお強かった。しかし、東西に分断された領土を有するプロイセンは、関税法を制定した後 (1818年)、領内の圍繞国や東西の領地の狭間に位置する小国との間で結び始めた協定を、ライン川をはさんだヘッセン・ダルムシュタットとの間にまで及ぼした (1828年)。この関税協定に対しては、バーデンとヴュルテンベルクが同時に相互間で取り決めを結ぶ一方、ザクセン、クール・ヘッセン、ナッサウなど中部諸国もこれらの協定とは別に第三の関税同盟を結成した。こうして鼎立に至った諸同盟をプロイセンが包括し、100以上を数えた二国間、多国間の取り決めを束ねたのがドイツ関税同盟 (1834年発効) であった (Fischer 1960)。ロテックはなおもオーストリアとプロイセンの傘下におかれた「自由なき統一」よりは小国単位の「統一なき自由」の優先を唱えたが、ドイツ連邦を改革する見通しが遠のくと、関税同盟によって実現された通商上の統一が国家統一の枠組みとして 1840年代に現実味を帯びていったのである (Fehrenbach 2007, 22-24;

Doering-Manteuffel 2001, 19-24).⁴

自由主義者が活動を展開するもう一つの手がかりは、他邦国の代議士との提携だけではなく、議会外のさまざまな結社との間にもネットワークを組織することであった。そもそも、自発的な結社の設立は、身分制社会の垣根を越えて自由となった個人が「市民社会」を形成する上でも不可欠の権利と考えられた (Langewiesche 1988a, 22).⁵ フランスに併合されていたライン左岸のプファルツでは、出版の自由を訴えるジャーナリストが「新聞・祖国協会 (Press- und Vaterlandsverein)」を設立したが、この協会は遠くザクセンにまで及ぶ 100 以上の支部組織を擁した。2 万人から 3 万人に上る参加者を集め、急進的な民衆祭典の様相を呈したハンバハ祭は、発足したばかりのこの協会がバイエルン議会の公式行事に対抗する抗議運動として議会外で企図したものであった (Fehrenbach 2007, 14f.)。著名な自由主義代議士間の相互交流にとどまらず、自治体の議会をめぐる政治活動は市民の間にも広く浸透し、1830 年代には選挙関連の集会やクラブが職業別組織や業界団体などと交錯しつつ活発化した。手工業者や小売業など中下層の市民の間でも体操協会や合唱団などが叢生し、組織化の動きはドイツ大の広がりを見せたのである。⁶ 一方、このような結社の拡大は、自由主義勢力の中に生じた亀裂を内包するものともなった。議会の自由主義者は当初、請願などを通じた社会からの不満や要求の受け手であったが、やがて結社運動の中からは、君主制から決別しようとする自由派を批判し、人民主権と共和制への支持を唱える急進的な民主派が分かれていった。3 月革命が勃発した前年には、ブルジョワによる人民の抑圧への反対を掲げる数百名の民主派がバーデンのオッフエンブルクに集会を開いた。これに対し、一致団結した自由主義による国民議会の創設を唱えてダルムシュタット近郊のヘッペンハイムに集った自由派は、著名人が名を連ねたものの 18 名の参加者を数えるにとどまったのである (*ibid.* 38f.; Speitkamp 1996, 40f.)

2-2. ベルギーとスイスにおける自由主義

ドイツ連邦の自由主義勢力が憲法を受けた君主の存在を前提とする故に君主制原理をめぐって二律背反の立場におかれたのに対し、ベルギーとスイスの自由主義者は正面から人

4 身分制社会の特権を廃し、法の前の平等を唱えた自由主義は、個人の所有権を尊重したが、度量衡、通貨の統一や通商上の障害除去を越えて国家が果たすべき経済的役割については具体的でなかった。ましてや社会政策上の国家の役割を積極的に支持したわけでもない。ガルが「階級なき市民社会」と呼んだように、その社会観は静態的で予定調和的であった。Cf. (Gall 1993), (Langewiesche 1988, 27-34).

5 ドイツの「市民社会」を結社と組織の社会として早くから特徴づけたのはニッパードイである。Cf. (Nipperdey 1983, 267-271)

6 ネットワークの広がりには、政府が結社を禁止したオーストリアには届かなかった。Cf. (Langewiesche 2000, 181f.), (Fehrenbach 2007, 35)

民主権を唱えて成文憲法の制定をめざした。

確かに、フランスの7月革命後にオランダ連合王国からの分離独立を果たしたベルギーの国制は君主制であった。ロンドンに集まった五大国の意向を受けたベルギーの制憲会議では、3か月に及ぶ議論を経て急進的少数派が主張する共和制が退けられ、ザクセン・コーブルク・ゴータ公家からレオポルトが君主として迎え入れられることになった(1831年2月)。しかし、憲法は、すべての権力が国民に発する、として人民主権の原則を定め、その国民を代表する機関としての議会を君主に対置した(Koll 2006, 492-500)。執行権を有する君主は閣僚を任命するが、執行権を行使する際には閣僚の副書を要し、議会に対する責任を負うのは閣僚であった。また、君主が新たに立法を提案する場合も議会とともにに行い、憲法と現行の法律の遵守を義務付けられもした(即位時の両院での宣誓)。レオポルト1世はベルギー国王としてではなく、まさにベルギー人の王として即位したのである(*ibid.* 493)。

このように君主権が憲法によって根拠づけられ、厳格に規定されたのは、ベルギーの工業化が後に展開するための礎を築いたとはいえ、オランダ連合王国のウィレム1世が一連の政策を専断的に進めようとしたことを教訓としたからでもあった(Roegiers and van Sas 2006, 309-311)。連合王国の1815年憲法では、閣僚が責任を負うのは国王に対してであり、議会に対してではなかった(Koll 2006, 492)。ベルギーの1831年憲法は、この他にも表現、信教、出版、教育、そして結社の自由など、市民の自由権を包括的に規定し、自由主義を全面的に標榜するものとなった。独立革命と制憲会議を主導した自由主義者は、カトリック教会の頭ごなしに強引に学校制度を改革しようとしたウィレム1世に反発した教会からも強い支持を得ていたのである(Roegiers and van Sas 2006, 313-316)。

しかし、オランダが1839年にベルギーの独立を承認して対外的脅威が消滅すると、自由主義派は教会と結託する保守勢力との間の「ユニオニズム」を解消するに至る。自由主義派は、1846年に初めて全国党大会を開催し、「世俗権力の真の独立」を掲げる党綱領を採択した。大会では、憲法によって制限されていた下院選挙権の拡大⁷や社会改革をめぐり、穏健派(「ドクトリネール」)と急進派が対立したものの⁸、反教権主義の存在が両派を固く結束させ、翌年には自由派単独のロジエ(Charles Rogier)政権が成立するに至った

7 その47条は、納税額が20ギルダーから100ギルダーの間であることを要件とした。CD-ROM-2, Dok-Nr. 6.23

8 ベルギー史家のステンガースによれば、穏健派を代表したフレール・オルバン(Walthère Frère-Orban)はこの大会において、「多くの20ギルダー有権者(納税額資格の引下げによって新たに投票権を得る人々のこと)は、洞察と自立の上に成り立つ秩序を十分に保障することができない。20ギルダーで得られるのは有権者ではなく、召使い、つまり他人の支配下におかれた者たちなのであり、周りの環境からの影響を排するに十分なだけの洞察や自立性をもたない人々なのだ」と論じた(*cit. in Stengers 1988, 419*)。

(Lamberts 2006, 320-324; Stengers 1988).

一方、君主を戴かないスイスでは、各カントンの主要都市の門閥や有力市民による寡頭的政治に対し、小都市の市民や農村部の富裕農民などが政治権力への参画を求めて起こしたのが自由主義運動であった。フランス革命ないしヘルヴェティア共和国の前例が引照されるというよりは誓約同盟の歴史を遡る「再興」が唱えられたように、その担い手の幅は都市の市民から農民層にも広がった (Tanner 1999, 159f.; Kley 2020, 233)。スイスの自由主義もドイツやベルギーの場合と同様に、市民としてのさまざまな自由の権利や法の下での平等を求めたが、人民主権が謳われる一方で代表制が強調された点が特徴的であった。7月革命後、西はレマン湖の北側のヴォーから中央のベルン、ルツェルン、アールガウを経て東のチューリッヒやトゥールガウに至るまで、スイス中部を横断する11のカントンの憲法が自由主義の理念に沿って改正された (ティチーノの改正はパリの革命に先立つ前年6月であった) (Schaffner 1998, 201)。



地図 1：スイスのカントン

出典：https://de.wikipedia.org/wiki/Kanton_(Schweiz) (2021年7月31日アクセス)

1830年秋から翌年にかけて、各カントンの数十人の自由主義リーダーが、数千人の参加者を集めて「人民集会」を開催し、討論を集約して議会 (Grosser Rat) に要望を提出する、という手順が踏襲された。その結果、例えばチューリッヒでは、それまでは1万人余の都市住民が137の議席を議会に有したのに対し、郊外に住む1万8千人の有権者は75

の議席に甘んじていたが、改正後には後者が全議席の3分の2を選出することになった (Zegler 2006, 611). しかし、自由主義派にとっては、共和制は代表制民主主義以外の何物でもなく、全住民に政治参加の門戸を開けば多数の専制を招き、無教養の群衆支配やアナキーを招来する恐れがあると考えられた (Tanner 1999, 152f.).

12のカントン以外においても、憲法が自由主義的に遅れて改正される場合があったが、武力の衝突を伴ったり (ヌーシャテル)、カントンの分裂を招いたりした (シュヴィーツでは一時的な分裂であったが、バーゼルは紆余曲折を経てシュタットとラントの「半カントン」に分かれ改正を果たした) (Zegler 2006, 614-616). さらに、憲法を改正して政権を手中に収めていた自由主義派が、1830年代末には改革に抵抗する反対派を政府軍の投入によって制圧したり (アールガウとゾロトゥルン)、あるいは逆に政権から追い落とされたり (1839年のチューリッヒにおける「9月一揆」)、さらには政権の交代後に憲法の全面的な改正が続くことさえあった (1841年のルツェルン) (Schaffner 1998, 203-210). ザンクトガレンでは、自由主義派が人民集会を「ランツゲマインデ」と呼んで改革への賛同を農民の間にも広げようとしたために、代表制を否定し文字通りの「人民」が最終決定に直接に関与することこそが真の民主主義だとする反対派の存在を無視することはできず、憲法改正についてレフェレンダムが定められた (*Ibid.* 198-202). カントンの主権者たる人民は同時にカトリック教会の信者でもある、と明記したルツェルンの新たな憲法は、個々の共同体も主権の担い手たりうるとしたが、アールガウやゾロトゥルンにおいても共同体が教会や学校に関わる政策において有する「人民の拒否権 (Volksveto)」が唱えられた (*Ibid.* 204-208). 連邦条約の改正については、集権化をめざす自由派が、自派が政権を握るカントン同士の間で「7州同盟」を結成し (1832年)、改正に抵抗する保守・連邦派の「ザルネン同盟」(ウーリ、一部を除くシュヴィーツ、半カントンのオップ・ヴァルデンとニート・ヴァルデン、ヌーシャテル、バーゼル・シュタットが加盟)に対抗した。後者の同盟は誓約同盟会議の決定によって解体されたが、自由派への反対は急進派の間にも広がった。⁹ その後、ルツェルンが住民投票によって会議が提示した改正案を否決して過半数の12票を確保する見込みがなくなり、試みは中断されたのである (Zegler 2006, 599f.).

3. 自由主義と国家統一の課題—ドイツ連邦とスイス—

本稿が対象とするライン川の沿岸部は、フランス革命とナポレオンの大陸支配の影響を

9 Andreas Kley, "Bundesstaat", <https://hls-dhs-dss.ch/de/articles/009801/2016-04-13/>

他の地域よりもより強く受け、ウィーン体制の下では成文憲法に基づく立憲君主制が早期に成立した地域である（ただし、ラインラントとヴェストファーレンは憲法をもたないプロイセンの州であり、スイスは共和制であった）。しかし、7月王政に対してパリの民衆が立ち上がった2月革命後のフランスは軍事的に他国を脅かすことなく、ライン川を越えて伝えられた革命の知らせが、ドイツ連邦を越える大陸の各地に民衆や民族の蜂起ならびに政府側には防御的ないしは反革命的反応を引き起こすことになった。こうして「諸民族の春」を迎えたヨーロッパ大陸には、各地の動静に関する情報が行き来するコミュニケーションの空間が形成されたのである（Haupt und Langewiesche 1998; Sperber 1994; Kaelble 2001）。

パリにおける共和制宣言の一報がこの地域に届いた際、ベルギーの自由派は立憲君主制の議会を足場として時局に臨むことができたし、オランダにおいても自由主義者が国王の要請に応じて憲法を改正し、すみやかに立憲君主制の体裁を整えた。これに対し、スイスの自由派はすでにいくつかのカントン憲法を自由化していたものの、連邦条約は改正されずにスイスはなお国家間の同盟にとどまっていた。彼らは、分離同盟を結成して改革を拒み続けるカトリック保守派のカントンを屈服させ、スイス全体を連邦制の国家に編成する作業を急いだ。また、ドイツ連邦においても、各邦の議会を足場に連邦の改革を訴えてきた南西ドイツの自由主義者がドイツ国家の実現に向けた行動を速やかに起こした。諸侯との合意を踏まえて国家を統一しようとする自由派は、革命の広がりを見て動揺した連邦議会在が設置した委員会において憲法草案を起草する一方（Langewiesche 1988a, 39f.）、民主派を交えてバーデンのハイデルベルクで集会を開き、来るべき国民議会の開催に向けて協議を行う場としての「準備議会（Vorparlament）」に代表者を派遣するよう各邦の議会に呼びかけた。ベルリンでは、自由主義者が入閣するきっかけとなった市街戦が政府軍と市民との間に起こったし、ウィーン市の内外での衝突はより激しく大規模なものとなりメッテルニヒはイギリスへの亡命を強いられた。その上、農村地域では農民の間に蜂起の動きが広がり、各邦に封建的賦課の撤廃を決断させてもいた。さらに自由主義勢力の内部においても、君主制を認めず共和国を樹立するために実力行使をも辞さない民主派の一部（急進的共和派）が自由派との間に亀裂を深めていた。それでも自由派は、いったん勃発すれば制御不能となる革命の圧力を抑えつつ、議会を通じて「連邦的君主制国民国家」（Langewiesche 1988a, 44）の創設へと改革を進めることができると確信した。フランクフルトのパウロ教会に代議士が終結し、国民議会が開会したのは、ハイデルベルクでの集会から数えてわずか2か月余り後の5月18日であった。¹⁰ 以下では、スイスとドイツの自

10 準備議会においても南西ドイツからの参加者が大多数を占めた。プロイセンからの参加者は4分の1にすぎなかったし、その3分の2がライン地方からの代議士であった。オーストリアからは2名を数えたに過ぎない（Fehrenbach 2007, 44）。ベストによれば、南部と中部の中小諸国からの代議士は、ドイツ連邦全体を対象

由派が、連邦制国家の創設という共通の目標を掲げながらも、その結末において明暗を分けることになった経緯を比較しよう。¹¹

とする普通選挙によって選出された国民議会では23%であったのに対し、準備議会では63%を占めた (Best 1998, 634f.). ライン沿岸域がその中核にあった。



地図2：ハイデルベルク集会、準備議会、50人委員会メンバーの選出地

〔ハイデルベルク集会 (□), 準備議会 (▲), 50人委員会 (○)〕

出典：(Best 1998, 635)

マーカーで記した境界の南東部がドイツ連邦内の、いわゆるライサ川以西のオーストリアである。選出地の黒丸がほとんどない白地は、選挙をボイコットしたチェコ人の居住地である。オーストリア全体では（フランクフルトの国民議会開催に備えて準備議会が選出した）50人委員会に5つの選挙地から、ハイデルベルク集会と準備議会にはウィーン北部の一つの選挙地から選ばれたことがわかる。ライン川沿いの連邦西南部から選出されたメンバーが圧倒的に多かったことが一目瞭然である。民主派は、自由派と同じく各邦政府との交渉による合法路線を主張し、共和国の樹立を掲げて蜂起に踏み切った急進派を批判した。

- 11 スイス史家のミュラーは、ドイツの3月革命が失敗に終わった諸原因を考察したヴェーラーを引照しつつ (Wehler 1987, 759-779), スイスの場合はその地理的境界が連邦条約の段階で画定されていたこととならび (Müller 1998, 297f.), 自由派の陣営内で提携が維持された点を成功の要因として指摘する (*ibid.* 302f.).

ルツェルンが他の5つのカントンと2つの半カントンに呼びかけ¹²、相互間で防衛同盟を結んだのは1845年末であったが、連邦条約に悖る「分離同盟 (Sonderbund)」の締結は翌年には自由派の知るところになった (Kley 2020, 243f.). 47年、ザンクトガレンが政権交代によって自由派の立場に転ずると、自由派カントンは誓約同盟会議を開き、その多数 (13票) をもって分離同盟の解体 (7月) と連邦条約の改正 (8月) を決定した。分離同盟はこれに対し、周辺のカトリック大国であるオーストリア、フランス、サルデーニャから支援の約束を取り付け11月に戦端を開いたものの、わずか26日間の戦闘の後に降伏する。¹³ 勝利を収めた誓約同盟会議は、23名の自由派だけの委員からなる憲法委員会を発足させた (Tanner 1999, 162). そして、2月革命が勃発する直前に審議を始めた委員会は、いわば外圧の消滅を利用しつつ8週間の審議の後に憲法草案を速やかに完成させた。イギリスを除く4大国は、当初、連邦条約の改正に異を唱え、軍事的介入をもって威嚇したものの、革命の波及によってスイスの内戦に干渉する余裕を失ったのである。

委員会の最終案は、カントンごとの採否に委ねられ、15のカントンと1半カントンが賛成を、6カントンと1半カントンが反対を表明した (Müller 1998, 295). 全土の有権者の55%が賛成票を投じたとみなされた (女性には選挙権が与えられず人口全体では19%に過ぎなかった). 勝者となった自由派は多数に頼んで決定を押し切ろうとし、ルツェルンでは棄権票を賛成票とみなしたし、フリブールでは議会による投票をもって代えた (さもないと両カントンの結果は反対となっていた). 9月、誓約同盟会議は最終案について投票を行い、賛成多数を確認して憲法の成立を宣言したのである (分離同盟に加わっていたカントンの代表者は棄権票を投じた).¹⁴

近代国家としてのスイスの起点を画した「連邦憲法 (Bundesverfassung)」は、カントンの自立性を最大限に配慮しながら国家としてのスイスの一体性を生み出そうとした。その3条は、憲法が制限しない限りはカントンが主権を行使し、連邦の権限は憲法が明示するものに限られる、と規定した。すなわち、自由派はそもそもヘルヴェティア共和国のような集権的単一国家を作ろうとしたわけではなかったのである。¹⁵ 連邦の具体的な権限に

12 ツーク、ウーリ、シュヴィーツ、フリブール、ヴァレーならびにオップとニート・ヴァルデン

13 誓約同盟側と分離同盟側の死者数と負傷者数は、それぞれ78名と260名、50名と175名であった (Kley 2020, 244).

14 (Schaffner 1998, 211) は、11月に発効した連邦憲法は、「政治的な敵対者間の交渉から生まれた合意の成果物ではなく、それまでの抗争の跡を残しつつ1847年の内戦における勝利者の利害によって形作られたテキスト」だとしている。

15 連邦の国家機関としては、連邦集会 (Bundesversammlung)、政府 (Bundesrat)、裁判所 (Bundesgericht) が設けられた。連邦集会はアメリカをモデルとする二院制の国会で構成され、全州議会 (Ständerat) には各カントンから2名ずつ (半カントンは1名) の議員が選出される。誓約同盟会議とは異なり、議員はカントンの指令によって拘束されない (79条)。憲法委員会では、ヴォーやジュネーヴの急進派の委員が、集権的な動きに歯止めをかけ、言語的文化的少数派の自立性を守る役割を上院に期待した、とも伝えられる

は、宣戦布告や条約の締結の他、軍事に関してさえ連邦軍の組織など権限の一部だけが、ならびに関税、郵便、通貨、度量衡の統一などが数えられたに過ぎない。以前には特定のカントンが相互間で結ぶ「協定 (Konkordat)」によって規定されていた移住者の居住権 (Niederlassung) が、連邦によって保障される権利に加えられたが (41 条)、営業の自由は保障されず、民法や刑法、あるいは労働や商業、銀行など経済活動に関わる領域もカントンの権限に残ったから、国民経済圏の統合についても具体的ではなかった (Kley 252f.)。国家が果たすべき経済的役割について明確な理念が自由派の間で共有されていなかった点をその理由とする指摘もある (Tanner 1999, 165)。また、新聞や結社、請願の権利なども明記されたものの、フランクフルト国民議会の草案に収められたような体系的な基本権カタログの体裁はとらなかった (Müller 1998, 296; Kley 255)。自由派がすでに「再興された」カントンの憲法において個人の自由権を明文化し、一定の成果を確保していたことと無関係ではなかったといわれる (Kley 2020, 255)。

自由派と保守派との間の対立が、分離同盟戦争にまで激化したのは、「再興」運動と呼ばれ、自由派が推進した近代化政策に対する保守派の抵抗に宗派的対立の要素が重なったからである。チューリッヒの「9 月一揆」の発端にはチューリッヒ大学への神学者の任命問題があったし、アールガウの紛争もカトリック修道院の廃止問題に端を発していた。さらにヴァレーの保守派政権が自由派の蜂起を武力で鎮圧する一方、ルツェルンの保守派政権が教会運営にイエズス会を巻き込んだのに対し、自由派の急進勢力が反対世論を喚起しつつ義勇軍 (Freischaren) を組織してルツェルン政権の転覆をさえ試みた (Müller 1998, 290-294)。自由派内では、西部のフランス語圏で 30 年代に台頭した急進派が、連邦条約の改正をめぐり東部のドイツ語圏を拠点とする穏健派との間で対立したが (ibid. 300f.)、保守派との間の対立が顕著になるにつれ、自由派としてのまとまりは保たれた。連邦憲法の起草と制定に際しても自由派は内部対立を表面化させることなく近代国家の建設を進めることができたのである。¹⁶

1849 年 3 月、フランクフルト国民議会もスイスと同じく連邦制国家としての「ドイツ・ライヒ (Deutsches Reich)」を創設する憲法草案を採択した。¹⁷ 自由派が主導し、民主

(Tanner 1999, 164)。また、他方の国民議会 (Nationalrat) の議員は成人男子の普通選挙によって選出され、国民 (Volksganze) 代表の理念を体現した。連邦集会は、立法機関であるとともに、連邦とカントンとの間や連邦政府と連邦裁判所との間の権限に関する争いの調停にもあたった (74 条 17 項; Kley 2020, 253)。一方、連邦政府は連邦集会によって選出されるが、任期は 3 年間と定められ、議院内閣制とは違って退陣を強いられることはない。政府は 7 名の閣僚の間での合議制により運営された。

16 ミュラーは、西部の急進派、工業化が進んだ東部の自由派、上層市民層の自由・保守派の三者間に「大連合」が維持された、とする (Müller 1998, 301)。

17 国民議会は、統治機構ではなく基本権からその審議を始めたが、そこで審議をリードした自由派の領袖の議論に共通した「歴史法学派」由来の概念と論理を指摘したのは、(Siemann 2006b, 23-55)。

派との間で妥協を結びつつ成案にたどり着いたという点においても共通している (Nipperdey 1983, 652-661; Ribhegge 1998).¹⁸ しかし、起草に先立つ前提条件と採択の局面を迎えた議会を取り巻く状況はまったく異なっていた。すなわち、ドイツ連邦は4つの自由都市を除くと君主制の国々を単位とする国家連合であり、革命をもってしても覆らなかった君主制国家の存在を無視することは現実的ではなかった。また、前年の夏、シュレスヴィヒ・ホルシュタインの帰属をめぐるデンマークとドイツ連邦の間で紛争が生じた際、プロイセンが事態収拾のためデンマークとの間で締結したマルメー停戦協定の是非を国民議会が問い、これが契機となって都市下層民の蜂起を足元で誘発し、議会の声望を著しく損なってしまった。一方、ウィーンから追われていたオーストリア政府が、ヴィンディシュグレーツ將軍を10月末、ウィーン攻撃に差し向けた他、11月にはプロイセンでも自由派との対立を深めた国王が保守派のブランデンブルク伯を首班につけ、ベルリンにウランゲル將軍麾下の軍を投入して戒厳令をしかせた。こうして、息を吹き返し反革命の攻勢に転じた両大国の政府が国民議会に及ぼす圧力が増大していた。スイスのカントンの「家父長的体制」が備えていなかった軍隊機構が、プロイセンやオーストリアの強力な支配機構の一端をなしていたのである (Suter 27-31).¹⁹

憲法草案が最終的に成立に至ったのは、ライヒの国家元首に世襲の皇帝を据え、その皇帝に議会の議決に対する「停止的拒否権 (suspensives Veto)」を認める一方、スイスと同じく二院制をとったライヒの議会の下院 (Volkshaus) に普通選挙制を導入することが自由派と民主派のそれぞれの一部の提携によって決定されたからであった。²⁰ 民主派は、人民主権の立場から皇帝位を否定したが、逆にアメリカ合衆国のような民主的連邦制に他派からの支持を期待することもできなかった。また、民主派が唱える普通選挙制に対しては、自由派がかねてより警戒を抱き続けていた。一方、国民議会はすでに前年秋、ハプスブルク帝国をライサ川以西のドイツ系オーストリアとそれ以外の部分とに分け、前者だけをドイツ帝国に含める一方、後者は国家的統一の外に残し、国家元首を通じた人的つながりだけにとどめるという、いわゆる大ドイツ主義に即した国家統一案を決定していた。しか

18 国民議会を取り巻く革命変動の諸次元と全体の推移の見取り図については (Siemann 2006a, 13-22), (Langewiesche 1998, 167-196), (Wehler 1987, 703-758)

19 フランクフルトの国民議会が対峙したのは、プロイセンの国家機構だけではない。プロイセンの立憲化を準備する国民議会がベルリンでも開かれていた。ベルリンの議会は通常の法案審議と並行して、ヴァルデック (Benedikt Waldeck) らの主導により貴族を廃止する条項を含むなど民主的君主制を定める憲法草案を起草した。フランクフルトにおけるよりも優勢で左派的であった民主派は、プロイセン・アイデンティティを強め、フランクフルトとの間に距離をおいた (Ribhegge 1998, 99-104)。

20 上院に相当するもう一つの「国家院 (Staatenhaus)」には、各邦の政府と議会から半数ずつ代議員が選ばれることとされた。なお、自由派は二院とならび、各邦の政府が派遣する代表者から構成される「ライヒ参議院 (Reichsrat)」を提案したが、この提案は民主派の反対によって葬られた (Fehrenbach 2007, 84; Nipperdey 1983, 653)

し、これに対して新たにオーストリアの外相兼首相についたシュヴァルツェンベルクが、「オーストリアの国家的一体性の存続」を強調し、さらに翌年3月には、モラヴィアのクレムジールで憲法草案の審議を続けていた帝国議会を解散し、ハプスブルク帝国全体を対象とする欽定憲法を發布した結果、プロイセンを盟主とする「小ドイツ主義」的な統一路線が唯一の選択肢となった。これを受けて大ドイツ主義から小ドイツ主義へと転じた自由派のヴェルカーが、プロイセン国王の戴冠を想定した世襲皇帝制と下院の普通選挙制を抱き合わせた草案を憲法委員会に準備させ、本会議に提出したのである。3月末、国民会議は、世襲皇帝制を甘受した民主派の一部と普通選挙制を受け入れた自由派の一部から賛成を得て草案を可決した (Ribhegge 1998, 119-141)。

4. 自由主義と神聖ローマ帝国の遺産

以上の歴史的追跡が示すように、神聖ローマ帝国の跡地において活動を展開した自由主義勢力は、欽定憲法を自由化し (オランダ)、大国の承認の下で人民主権の原則に立脚した立憲君主制を新たに樹立し (ベルギー)、あるいは人民主権とならび代表制の原則を強調しつつカントンごとに憲法を制定し、その延長線上にアメリカをモデルとする連邦制国家をスイスに創設した。一方、南西ドイツを中心とする自由主義者は、各邦の欽定憲法の自由化やドイツ連邦の改革を唱えながらも国家統一を準備する過程では人民主権への言及を回避しつつ、各邦の君主や政府との協調を通じて立憲君主制としての統一国家の創設を試みた。しかし、立憲による「民主的君主制」 (ibid. 102) を目指したプロイセンの自由派が君主の抵抗と (後に三級選挙法を伴う) 欽定憲法の發布に、ライサ川以西の自由主義派に至っては基本権カタログの冒頭におかれた規定が人民主権の定立を意味する、とした皇帝の拒絶と続く欽定憲法の發布 (さらにその後の撤回) に直面することになった (Brauneder 2000, 108)。プロイセン国王の戴冠拒否とならび、3月革命後のドイツ連邦における自由主義者の挫折は否定すべくもない。

19世紀前半の自由主義派が、ウェストファリア条約の和平公式 (*itio in partes*) に言及することがなかったわけではない。バーデン下院に提出された、新聞報道の自由を求める動議をもって著名なヴェルカーは、ドイツに国民的統一と国家市民の自由を実現するためにドイツ連邦に新たな「国民議会」ないしは「連邦議会に第2院」が設置されねばならないが、そのための第一歩として、連邦内の立憲国家が憲法をもたない国家とは別に連邦議会で投票を行う方式の導入をも求め続けた (Grothe 2018; Fehrenbach 2007, 20f.)。プロイセンとオーストリアに対して立憲化を働きかけるための手段としての和平公式の援用であった。

あるいは、ライサ川以西の地域に限られたが、ハプスブルク帝国を立憲化しようとしたクレムジール憲法草案についても、帝国内の少数民族集団を配慮して設けた諸規定がウェストファリア条約の理念に親和的なものであったと考えることもできる (Brandt 1985)。すなわち、草案は基本権としてすべての言語に同等の処遇を保障する一方、一部の帝国諸邦に対して複数の郡の設置を認め、その郡に言語政策上の自治権を与えた。草案は、国民の同質性を前提とする単純な連邦制ではなく、民族構成上異質な国民を念頭において工夫を重ねようとしたのである。オーストリア史家のブランドは、ハプスブルク帝国史上、唯一無二となった制憲議會を場としてドイツ系とチェコ系の自由派が草案を共に完成させたこと自体がもつ意義を強調している (*ibid.* 82)。

しかし、自由派が、まずはカントンのレベルにおいて人民主権の原理と代表制を憲法に定着させ、続いて誓約同盟會議において多数派を形成するどころか実力行使をも辞さずに連邦国家を実現したスイスを見る限り、多数決の原則こそが自由主義にふさわしいと言わなければならない。バスチュー要塞への襲撃を前にしたパリを顧みれば、まずはその代議員数を倍増させ、自らを国民議會と称した後に、第1身分と第2身分の代議員を合流させた第3身分の部会は、第1身分と第2身分の部会による拒否権行使を封ずるべく、国民議會として頭数による票決を求めた (福井 2001, 141f.; Schmitt 1971)。爾来、個別身分の利害を代表した身分制議會の部会とは異なって国民全体を代表する役割を担った近代の議會では、自由委任の代議員による多数決がその基本的な作動原理になったとみなすことができる (*ibid.*; Tanner 1999, 162)。

一方、ドイツ連邦の自由派は、フランス革命のみならず、3月革命の初期にバーデンの急進的共和派が試み、さらに9月にフランクフルトの都市下層民が起こした武装蜂起を峻拒し、あくまでも諸侯と諸邦政府との協働による合法的改革を求め続けた。自由派はその「合意戦略」(Wehler 1987, 760)の正しさを疑うことがなかったのである。しかし、そのために採択が遅れに遅れ、皇帝に幅広い権限を譲った国民議會草案も、国家市民の基本権を入念に保障したとはいえ、自由派がその活動の舞台としてきた議會の位置づけはあいまいであった。ランゲヴィーシェが言うように、19世紀は確かに自由主義の世紀であったし、自由主義の理念はヨーロッパ社会が近代へと至る道を伴走し、形作ったものの、自由主義者が国家的支配者の地位を占めた上で近代化の道筋をコントロールすることはほとんどなかった (Langewiesche 1988b, 11)。ドイツ連邦の自由主義がまさにその典型例であった。

近代の入り口にあった立憲国家において自由主義者がおかれた位置そのものが、自由主義者の戦略を深く規定していた。西中欧の国々においても自由主義勢力は多様な道をたどり始めたのであり、交渉デモクラシーへと至るそれぞれの展開を19世紀央の時点から見通すことはなお難しいと言わざるを得ないだろう。

参考文献

- Best, Heinrich (1998), Strukturen parlamentarischer Repräsentation in den Revolutionen von 1848, in Dieter Dowe, Heinz-Gerhard Haupt, Dieter Langewiesche (Hg.), *Europa 1848. Revolution und Reform*, Bonn: Verlag J. H. W. Dietz Nachfolger, 629–670.
- Blom, J. C. H. (2006), The Netherland since 1830, in J. C. H. Blom and E. Lamberts (eds.), *History of Low Countries*, New York: Berghahn Books, 393–469.
- Brandt, Harm-Heinrich (1985), Parlamentarismus als staatliches Integrationsproblem: Die Habsburger-Monarchie, in Adolf M. Birke und Kurt Kluxen (Hg.), *Deutscher und britischer Parlamentarismus*, München: K. G. Sauer, 69–105.
- Brauneder, Wilhelm (2000), Die Verfassungsentwicklung in Österreich 1848 bis 1918, in Helmut Rumpler und Peter Urbanitsch (Hg.), *Die Habsburgermonarchie 1848–1918*, Bd. 7,1, Wien, 69–237.
- Daalder, Hans (1986), Niederländische Liberale im 19. Jahrhundert – eine herrschende, aber unorganisierte Minderheit, in Horst Lademacher und Hermann W. von der Dunk (Hg.), *Auf dem Weg zum modernen Parteienstaat. Zur Entstehung, Organisation und Struktur politischer Parteien in Deutschland und den Niederlanden*, Melsungen: Verlag Kasseler Forschungen zur Zeitgeschichte, 37–58.
- Doering-Manteuffel, Anselm (2001), *Die Deutsche Frage und das europäische Staatensystem 1815–1871* 2. Auflage, München: Oldenbourg Wissenschaftsverlag.
- Fehrenbach, Elisabeth (2007), *Verfassungsstaat und Nationsbildung 1815–1871*. 2., um einen Nachtrag erweiterte Auflage, München: Oldenbourg Wissenschaftsverlag.
- Fischer, Wolfram (1960), The German Zollverein. A Case Study in Customs Union, *Kyklos* 13, 65–89.
- Gall, Lothar (1993), *Von der ständischen zur bürgerlichen Gesellschaft*, München: Oldenbourg.
- Grothe, Ewald (2018), Karl Theodor Welcker und die Idee eines deutschen Bundes, in Hans-Peter Becht und Ewald Grothe (Hg.), *Karl von Rotteck und Karl Theodor Welcker. Liberale Professoren, Politiker und Publizisten*, Baden-Baden: Nomos Verlag, 63–74.
- Haupt, Heinz-Gerhard und Dieter Langewiesche (1998), Die Revolution in Europa 1848. Reform der Herrschafts- und Gesellschaftsordnung – Nationalrevolution – Wirkungen, Dieter Dowe, Heinz-Gerhard Haupt, Dieter Langewiesche (Hg.), *Europa 1848. Revolution und Reform*, Bonn: Verlag J. H. W. Dietz Nachfolger, 11–42.
- Kaelble, Hartmut (2001), *Wege zur Demokratie. Von der französischen Revolution zur europäischen Union*, Stuttgart: Deutsche Verlags Anstalt.
- Kley, Andreas (2020), Verfassungsgeschichte der Neuzeit. Grossbritannien, die USA, Frankreich und die Schweiz 4. Auflage, Bern: Stämpfli Verlag.
- Koll, Johannes (2006), Belgien, in Peter Brandt, Werner Daum, Martin Kirsch, Arthur Schlegelmilch (Hg.), *Handbuch der europäischen Verfassungsgeschichte im 19. Jahrhundert. Institutionen und Rechtspraxis im gesellschaftlichen Wandel*. Teil 2: 1815–1847, Bonn: Verlag Dietz Nachf., 485–542.
- Lademacher, Horst (1998), Niederlande und Belgien. Bemerkungen zu den Ursachen revolutionärer Abstinenz, in Dieter Dowe, Heinz-Gerhard Haupt, Dieter Langewiesche (Hg.), *Europa 1848. Revolution und Reform*, Bonn: Verlag J. H. W. Dietz Nachfolger, 351–388.
- Lamberts, Emiel (2006), Belgium since 1830, in J. C. H. Blom and E. Lamberts (eds.), *History of Low Countries*, New York: Berghahn Books, 319–392.
- Langewiesche, Dieter (1988a), *Liberalismus in Deutschland*, Frankfurt a. M.: Suhrkamp.
- Langewiesche, Dieter (1988b), Deutscher Liberalismus im europäischen Vergleich: Konzeption und Ergebnisse, in Dieter Langewiesche (Hg.), *Liberalismus im 19. Jahrhundert. Deutschland im europäischen Vergleich*, Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht, 11–20.
- Langewiesche, Dieter (1998), Revolution in Deutschland. Verfassungsstaat – Nationalstaat – Gesellschaftsreform, in Dieter Dowe, Heinz-Gerhard Haupt, Dieter Langewiesche (Hg.), *Europa 1848. Revolution und Reform*, Bonn: Verlag J. H. W. Dietz Nachfolger, 167–196.
- Müller, Thomas Christian (1998), Die Schweiz 1847–49. Das vorläufige erfolgreiche Ende der “demokratischen Revolution”, in Dieter Dowe, Heinz-Gerhard Haupt, Dieter Langewiesche (Hg.), *Europa 1848*.

- Revolution und Reform*, Bonn: Verlag J. H. W. Dietz Nachfolger, 283–326.
- Nipperdey, Thomas (1983), *Deutsche Geschichte 1800–1866. Bürgerwelt und starker Staat*, München: Verlag C. H. Beck.
- Ribhegge, Wilhelm (1998), *Das Parlament als Nation. Die Frankfurter Nationalversammlung 1848/49*, Düsseldorf: Droste Verlag.
- Roegiers, J. and N. C. F. van Sas (2006), Revolution in the North and South, 1780–1830, in J. C. H. Blom and E. Lamberts (eds.), *History of Low Countries*, New York: Berghahn Books, 275–316.
- Schaffner, Martin (1998), Direkte Demokratie. 'Alles für das Volk – alles durch das Volk', in: Manfred Hettling et al., *Eine kleine Geschichte der Schweiz. Der Bundesstaat und seine Traditionen*, Frankfurt a. M.: Suhrkamp, 189–226.
- Schmitt, Eberhard (1971), Repraesentatio in toto und repraesentatio singulariter. Zur Frage nach dem Zusammenbruch des französischen Ancien regime und der Durchsetzung moderner parlamentarischer Theorie und Praxis im Jahr 1789, *Historische Zeitschrift* 213, 529–576.
- Sellin, Volker (2014), *Das Jahrhundert der Restaurationen 1814 bis 1906*, München: Oldenbourg Verlag.
- Siemann, Wolfram (2006a), Die Revolution von 1848/49, in Wolfram Siemann, *1848/49 in Deutschland und Europa. Ereignis - Bewältigung – Erinnerung*, Paderborn: Ferdinand Schöningh, 13–22.
- Siemann, Wolfram (2006b), Parteibildung 1848/49 als „Kampf ums Recht“. Zum Problem von ‚Liberalismus‘ und ‚Konservatismus‘ in der Paulskirche, in Wolfram Siemann, *1848/49 in Deutschland und Europa. Ereignis - Bewältigung – Erinnerung*, Paderborn: Ferdinand Schöningh, 23–55.
- Speitkamp, Winfried (1996), Konstitutionelle Monarchie und politische Kultur in den süddeutschen Staaten 1818–1848, in Hans-Peter Ullmann und Clemens Zimmermann (Hg.), *Restaurationssystem und Reformpolitik: Süddeutschland und Preussen im Vergleich*, München: Oldenbourg, 25–42.
- Sperber, Jonathan (1994), *The European Revolutions, 1848–1851*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Stengers, Jean (1988), Der belgische Liberalismus im 19. Jahrhundert, in Dieter Langewiesche (Hg.), *Liberalismus im 19. Jahrhundert. Deutschland im europäischen Vergleich*, Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht, 415–439.
- Stengers, Jean (2001), Das belgische Verfassungsmodell von 1831 und die holländische und die luxembelgische Verfassung von 1848, in Martin Kirsch und Pierangelo Schiera (Hg.), *Verfassungswandel um 1848 im europäischen Vergleich*, Berlin: Duncker & Humblot, 285–300.
- Stourzh, Gerald (2001), Die Grundrechte in der Paulskirche und im Kremsierer Reichstag: Gemeinsamkeiten, Unterschiede, Rezeptionen, in Martin Kirsch und Pierangelo Schiera (Hg.), *Verfassungswandel um 1848 im europäischen Vergleich*, Berlin: Duncker & Humblot, 269–283.
- Suter, Andreas, Die Revolution von 1848. Strukturen und Kontingenz, in Andreas Ernst, Albert Tanner, Matthias Weishaupt (Hg.), *Revolution und Innovation. Die konfliktreiche Entstehung des schweizerischen Bundesstaates von 1848*, Zürich: Chronos, 19–34.
- Tanner, Albert (1988), Bürgertum und Bürgerlichkeit in der Schweiz. Die »Mittelklassen« an der Macht, Jürgen Kocka (Hg.), *Bürgertum im 19. Jahrhundert. Deutschland in europäischen Vergleich*, München: DTV, 193–223.
- Tanner, Albert (1999), Die Schweiz auf dem Weg zur modernen Demokratie: Von der helvetischen Republik zum Bundesstaat von 1848, in Peter Blickle und Rupert Moser (Hg.), *Traditionen der Republik – Wege zur Demokratie*, Bern: Peter Lang, 145–170.
- Van Zanten, Jeroen (2006), Die Niederlande, Peter Brandt, Werner Daum, Martin Kirsch, Arthur Schlegelmilch (Hg.), *Handbuch der europäischen Verfassungsgeschichte im 19. Jahrhundert. Institutionen und Rechtspraxis im gesellschaftlichen Wandel*. Teil 2: 1815–1847, Bonn: Verlag Dietz Nachf., 433–484.
- Wehler, Hans-Ulrich (1987), *Deutsche Gesellschaftsgeschichte. Zweiter Band. Von der Reformära bis zur industriellen und politischen ‚Deutschen Doppelrevolution‘ 1815–1845/49*, München: Verlag C. H. Beck.
- Zegler, Ulrich (2006), Die Schweiz, in Peter Brandt, Werner Daum, Martin Kirsch, Arthur Schlegelmilch (Hg.), *Handbuch der europäischen Verfassungsgeschichte im 19. Jahrhundert. Institutionen und Rechtspraxis*

im gesellschaftlichen Wandel. Teil 2: 1815-1847, Bonn: Verlag Dietz Nachf., 575-662.

福井憲彦 (2001), 「第 5 章 フランス革命とナポレオン帝政」福井憲彦編『フランス史』山川出版社, 239-285.